

指定代理請求制度実施規則

令和4年11月1日

第1条（趣旨）

愛知県共済生活協同組合（以下「組合」という。）が運営する組合の定款第3条第1項に定める事業（以下「共済事業」という。）に係る契約（以下「共済契約」という。）の成立、履行および終了については、生命共済事業規約、交通災害保障共済事業規約および火災共済事業規約ならびに生命共済事業実施規則、交通災害保障共済事業実施規則および火災共済事業実施規則（以下「規約等」という。）に定めるもののほか、指定代理請求制度実施規則（以下「規則」という。）に定めるところによる。

第2条（目的）

組合の規約等に規定する共済金のうち、被共済者が受け取ることとなる共済金（以下「共済金」という。）を請求できない事情があるときは、指定代理請求制度（以下「制度」という。）により、あらかじめ指定された指定代理請求人が被共済者に代わって共済金を請求することができる。ただし、被共済者が共済金を自ら請求できないと組合が認めた場合に限る。

第3条（制度の提供）

組合が運営する共済契約の共済契約者は、被共済者の同意および組合の承諾を得て、制度を利用することができる。

2. 前項の規定にかかわらず、共済契約に第2条に定める共済金がないときは制度を利用することはできない。
3. 共済契約者が制度を利用するときは、日本国内に住所を有し、かつ以下のいずれかに該当する1人を、指定代理請求人として指定す

ることを要する。

(1) 次の範囲内の者

- ①被共済者の戸籍上の配偶者
- ②被共済者の直系血族
- ③被共済者の兄弟姉妹
- ④被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている被共済者の3親等内の親族

(2) 次の範囲内の者。ただし、組合所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被共済者のために共済金を受け取るべき適当な理由があると組合が認める者に限る。

- ①被共済者と同居し、または被共済者と生計を一にしている前号④に掲げる以外の者
- ②被共済者の療養看護に努め、または被共済者の財産管理を行っている者
- ③その他前①から②に掲げる者と同等の特別な事情がある者

4. 制度の効力は、被共済者の同意および組合の承諾を得て、指定代理請求人を指定した時点から開始する。

5. 共済契約締結後に制度を提供したときは、組合は、その旨を共済契約者に通知する。

第4条（指定代理請求人による共済金の請求手続き）

共済金の受取人となる被共済者に次のいずれかの事情があるため、被共済者が共済金を自ら請求できないと組合が認めたときは、共済契約者があらかじめ指定した指定代理請求人が被共済者に代わって共済金を請求することができる。

- (1) 傷害または疾病により、共済金を請求する意思表示ができないこと

- (2) 治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
- (3) その他前2号に準じた状態であること
2. 指定代理請求人が前項の共済金の請求を行う場合には、指定代理請求人は請求時においても、第3条第3項に該当することを要する。
3. 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、指定代理請求人は共済金を請求することができない。
 - (1) 被共済者について成年後見制度を利用したとき
 - (2) 指定代理請求人が故意に共済金の支払事由を生じさせたとき
 - (3) 指定代理請求人が故意に共済金の受取人を第1項の第1号または第3号の状態に該当させたとき
4. 第1項の共済金の請求手続きに際して、前項の事由に該当する可能性がある場合は、規約等に定める共済金の支払いの時期に関する規定における共済金の支払いの免責事由に該当する可能性がある場合の取扱いに準じるものとする。
5. 指定代理請求人は、共済金の請求をする際に、次のすべての書類を提出することを要する。
 - (1) 被共済者が共済金を請求できない事情があることを証明する書類
 - (2) その他組合が定める書類
6. 共済金を支払うための確認を行うときは、組合は、指定代理請求人に通知するものとする。
7. 共済金を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、組合は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は共済金を支払わない。
8. 第1項から第7項（第3項を除く。）の規定により、組合が共済金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその共済金の請求を受けても、組合はこれを支払わない。

第5条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）

共済契約者は、被共済者の同意を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができる。

2. 前項の規定により指定代理請求人の変更等を行うときは、共済契約者は、組合の定める方法により組合に通知すること、または組合からの通知を受けることを要する。
3. 第1項および第2項の規定による指定代理請求人の変更等を行った後は、変更等を行う前に請求可能な共済金があっても、変更等を行う前の指定代理請求人はその共済金を請求することはできない。

第6条（告知義務違反による解除に関する取扱い）

組合は、規約等に定める告知義務違反による解除の規定によって、制度が提供された共済契約を解除する場合でも、共済金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを共済契約者、被共済者、共済金の受取人または指定代理請求人が証明したときは、共済金を支払うものとする。

第7条（告知義務違反または重大事由等による解除の通知）

組合は、規約等に定める告知義務違反または重大事由等による解除の規定によって、制度が提供された共済契約を解除するときは、共済契約者に対して通知するものとする。ただし、次の場合には、被共済者、共済金の受取人または指定代理請求人に通知するものとする。

- (1) 共済契約者の居所または住所が不明の場合
- (2) 前号の他、正当な事由によって共済契約者に通知できない場合

第8条（制度の消滅）

次のいずれかのときは、制度は消滅する。

- (1) 第4条第3項第1号に該当したとき
- (2) 第5条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の規定により指定代理請求人の指定を取り消したとき
- (3) 共済金の受取人の変更により、制度の対象となる共済金がなくなったとき

第9条（規約等の準用）

制度に別段の定めのないときは、規約等を準用する。

付則

- 1 この規則の施行日は、令和4年11月1日とする。
- 2 この規則の変更及び廃止は、理事会の決議を経るものとする。